

プロジェクト リース

項目 第 514 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 514 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 14 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 開発にあたっての基本的な方針（貸手の会計処理）

### （第 2 法の廃止に同意する意見）

2. リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（以下「第 2 法」という。）を継続することを許容する理由はないと考える。ただし、第 2 法の廃止への懸念に対しては、価値判断の点で第 2 法を残すかどうかについてどちらともいえる点もあるので、さらに説明を行っていく必要があると考える。また、日本公認会計士協会が公表している業種別監査委員会報告第 19 号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」の改正における販売型割賦及び金融型割賦の会計処理と合わせて整理することが考えられる。
3. コメント提出者の意見は、ファイナンスの性格とサービスの性格が混同されて説明されているように見受けられる。この点、軸をもって会計処理を定めていくとすると、貸手が原資産と同一の製品又は商品を販売することを主たる事業としていない場合のファイナンス・リースの経済実態は代理人的な業でありファイナンスの性格であることを踏まえると、第 1 法（リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法）のように売上高を計上するのではなく利息を計上する第 3 法（売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法）の会計処理が妥当であると考えられる。このため、第 2 法を廃止することが妥当と考える。

### （第 2 法の廃止に反対する意見）

4. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」と整合性を図るという観点で第 2 法を廃止する本公開草案の提案は理解するが、以下のことを考慮すると、業界団体や専門委員会等での意見を改めて確認するなど、慎重に検討すべきと考える。
  - (1) 多くのリース会社において第 2 法の会計処理が採用されている。

- (2) 第2法が廃止された場合、リース会社を前提にすると、ファイナンス・リースについては利息相当額を計上（ネット）、中途解約又は期間満了時の物件売却時は売上高と売上原価を計上（グロス）、オペレーティング・リースでは一律で売上と売上原価を両建てで計上（グロス）することとなり、売上高に異種のもものが混在することになり問題がある。
- (3) 代替的な会計処理を認めても、財務諸表の国際的な比較可能性を損なうほどの重要な影響はないと考えられる。

### **コメント対応表（質問2）**

#### **（コメント2-3）**

5. コメント提出者の提案のとおり貸手に係る定めの記事を借手に係る定めの記事と整合させることも考えられる。一方、本公開草案全体に対して統一的に、貸手について現行の企業会計基準第13号等から会計処理を変更しない箇所については基本的に文言ベースで企業会計基準第13号等の定めを引き継ぐという判断もあると考える。

### **コメント対応表（質問18）**

#### **（コメント18-4）**

6. 事務局提案に同意するが、「直接的な関連性はない」という表現については、もう少し和らげたものに見直すことが考えられる。

### **他の会計基準等との関係（鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のためのリース）**

7. 事務局提案に同意する。

### **コメント対応表（質問20）**

#### **（コメント20-4）**

8. 財務諸表本表において区分表示されることにより財務諸表利用者の分析が容易になるという趣旨で提出された意見ではあるが、財務諸表作成者に選択肢を認めることは財務諸

表作成者が最も適切と判断する開示が可能となるという点も踏まえての本公開草案の提案であることを日本証券アナリスト協会に周知していくことになるものと考えている。

以 上